平成３０年度　第１回熊本県道路鉄道連絡会議

日　時：平成３０年１１月　２日（金）
場　所：熊本県建設技術センター
　　１５：３０～

議　事　次　第

１．開　　会

２．挨　　拶

３．議　　題

（１）道路鉄道連絡会議の位置付け　　資料①

（２）跨線橋の点検実施率及び点検結果（九州・各県）　　資料②

４．意見交換・その他

５．閉　　会

平成30年度第1回
熊本県道路鉄道連絡会議

平成30年11月　2日

道路鉄道連絡会議の位置付け

資料①

<table>
<tr><th rowspan="2">上の管理者
下の管理者</th><th colspan="2" rowspan="2">高速会社</th><th rowspan="2">直轄</th><th rowspan="2">公社</th><th rowspan="2">都道府県
市区町村</th><th colspan="2">道路法外</th></tr>
<tr><th>その他</th><th>鉄道</th></tr>
<tr><td colspan="2">高速会社</td><td colspan="4" rowspan="4">道路メンテナンス会議
【都道府県単位で設置済み】
＜事務局＞
国道事務所
 </td><td rowspan="4">跨道橋
連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】
＜事務局＞
国道事務所
 </td><td rowspan="4">道路鉄道
連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】
＜事務局＞
国道事務所
 </td></tr>
<tr><td colspan="2">直轄</td></tr>
<tr><td colspan="2">公社</td></tr>
<tr><td colspan="2">都道府県
市区町村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路法外</td><td>その他</td><td colspan="4">個別協議</td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
<tr><td>鉄道</td><td colspan="2">道路鉄道連絡会議
【道路メンテナンス会議の下部組織】</td><td colspan="2">＜事務局＞
国道事務所
 </td><td>――――</td><td>――――</td></tr>
</table>

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

■平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準

■今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要

■踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年3月）

（衆）「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」

（参）「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」

■附帯決議を踏まえ、省令改正（平成28年10月28日公布、12月1日施行）

> ➢ 道路法施行規則　第四条の五の五に次の一号を加える。
> 四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

■道路管理者に対し、道路局長より通達を発出（平成28年10月28日）

■鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出（平成28年10月28日）

跨線橋の点検実施率及び点検結果

資料②

○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約81%であり、点検した跨線橋のうち約21%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率

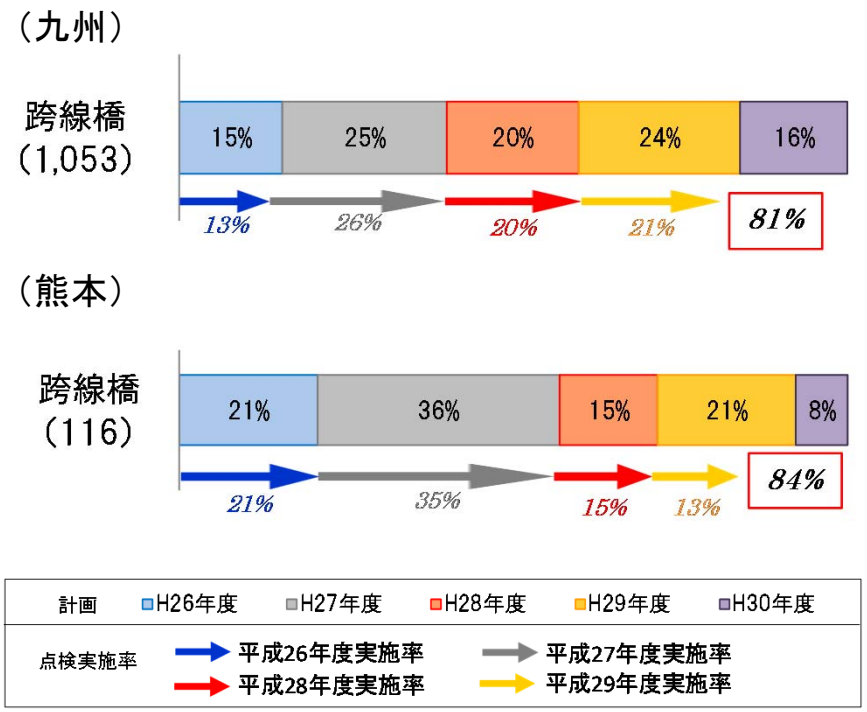

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数（H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く）に対する点検実施率
※跨線橋には、横断歩道橋（跨線橋）を含む

点検結果（H26～29累積）

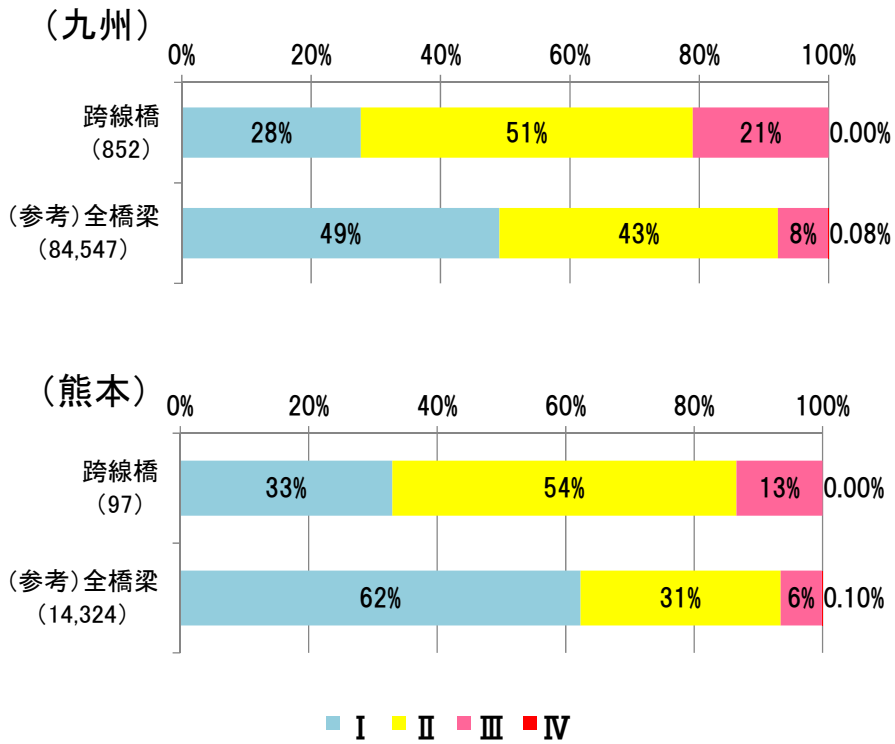

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合
※跨線橋には、横断歩道橋（跨線橋）を含む

跨線橋の点検実施率及び点検結果（道路管理者別：九州）

点検計画と点検実施率（H26～29累積）

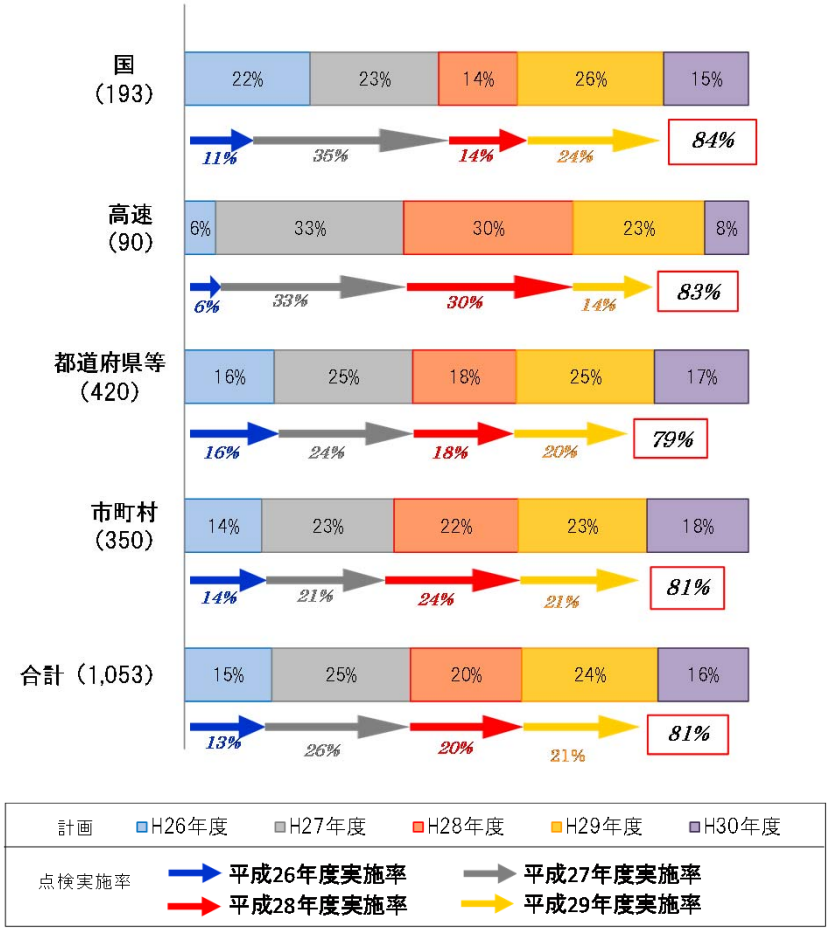

各年度の点検実施率及び累計（黒字）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数（H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く）に対する点検実施率
※跨線橋には、横断歩道橋（跨線橋）を含む

点検結果（H26～29累積）

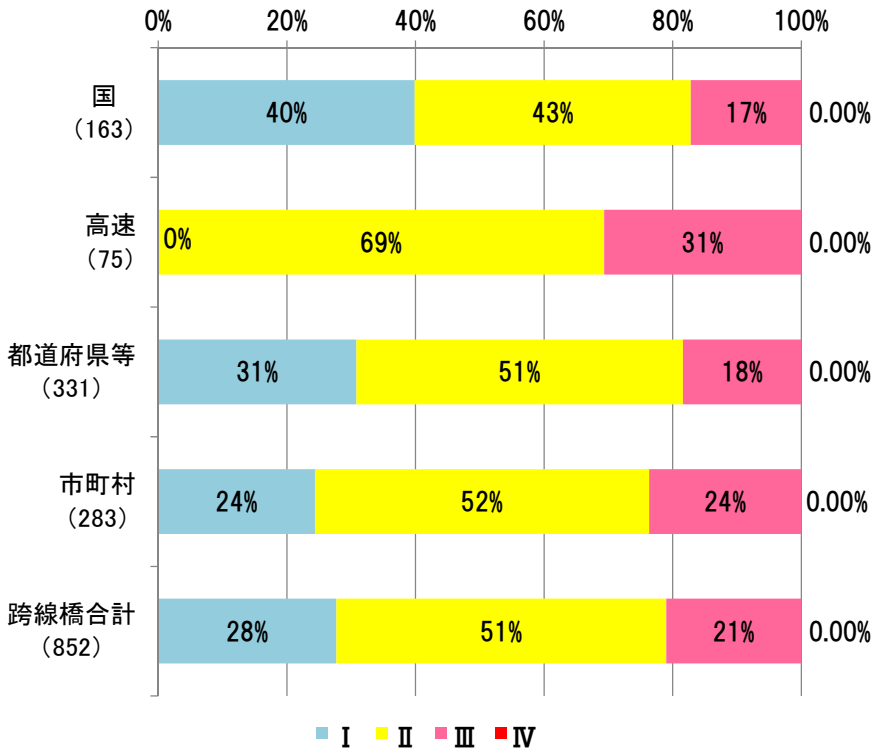

Ⅰ　構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ　構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ　構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ　構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合
※跨線橋には、横断歩道橋（跨線橋）を含む

跨線橋の点検実施率及び点検結果（道路管理者別：熊本県）

点検計画と点検実施率（H26～29累積）

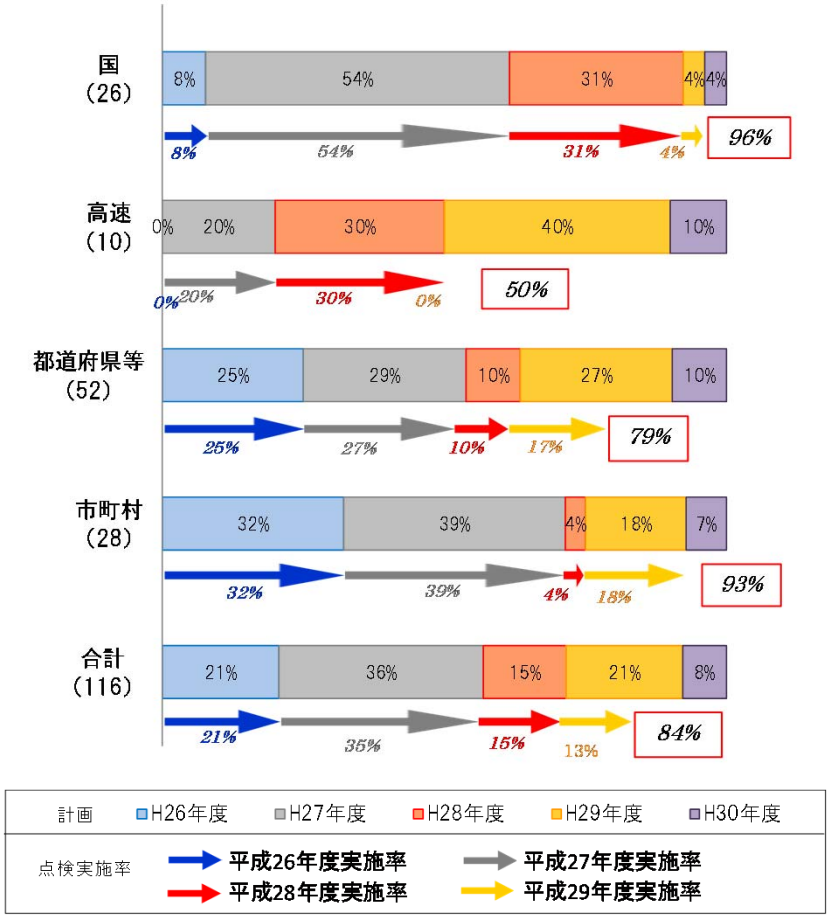

各年度の点検実施率及び累計（黒字）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H30年3月末時点の施設数（H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く）に対する点検実施率
※跨線橋には、横断歩道橋（跨線橋）を含む

点検結果（H26～29累積）

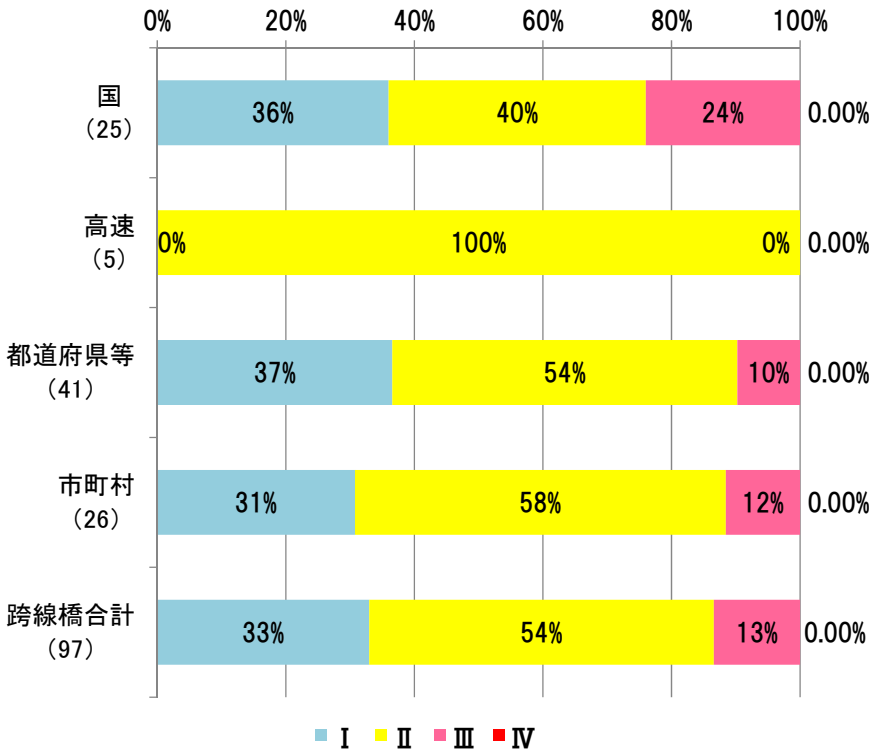

Ⅰ　構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ　構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ　構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ　構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合
※跨線橋には、横断歩道橋（跨線橋）を含む